

カクシテ相関連続ノ楽地ヲ発見セリ
——上杉慎吉憲法学の再構築(1)

Reconstruction of Constitutional Law on Uesugi Shinkichi (1)

森元拓
Taku MORIMOTO

カクシテ相関連続ノ楽地ヲ発見セリ ——上杉慎吉憲法学の再構築¹(1)

Reconstruction of Constitutional Law on Uesugi Shinkichi (1)

森元拓
Taku MORIMOTO

1. はじめに

(1) 本稿の目的

上杉慎吉の評判は、生前より芳しくなかった。その主因は、いうまでもなく明治末年に世間を騒がせた天皇機関説論争における「敗北」であろう²。これが、世間における彼の評判を決定づけた。その評判は、彼の法理論に対する評価へも直結していたようである。典型は、次のような上杉評である。

「故穂積八束博士は在世中終始曲学阿世の一手専売の様に世間から言はれて居たが、その後継者を以て目せられて居る博士上杉慎吉氏も亦、近来連りに曲学阿世呼はりをされて居る。……実に近来の少壮学者にして、彼が如く俗流の間に評判の悪いものも稀である。」³

なかなかの言われようである。世上の悪評に加えて、彼の学説に対する評価も決して高くなかった。「上杉博士の憲法論は、吾国公法学者間に在りて全く独異のものである。……彼の学説は穂積説を一層極端まで持つて行つたものである。」⁴また、上杉の当時の学生からも決してその評判は良くなかったようである⁵。上杉自身も、このような評判は承知していたようで、次のように嘆いている。「予ノ如キ孤壘ニ抛リテ敢闘スルモ、流、隻手ノ能ク支フル所ニ非サルヲ悲シム。誰カ、予ノ苦衷ヲ知ラン。」⁶また、それは、端から見てもそう見えたらしく、宮沢俊義は、上杉が「どことなくさびしい影がつきまつわっているような気がしてならない」という感想を後に洩らしている。また、我妻栄によると、上杉は、講義のあとで「何をくよくよ川端柳」とよく言っていたということである⁷。

このような悪評は、上杉の死後も——現在までも——続いている。たとえば、「安易な構図」であり、「再考が強く促される」と留保を付けつつ、「天皇主権説の立場に拠ってあくまで「国体」を擁護していた保守反動的な上杉」⁸といった評価がいわば通説となっている。長らく上杉評価の標準となっているのは、日本法思想史研究の泰斗である長尾龍一の研究であろう。長尾は、上杉の人物と憲法学を次のように評する。「上杉慎吉は一種の奇人である。学生時代吉原の遊郭に入りびたり、ビール十数本を鯨飲して師の穂積を面罵し、留学してはジュネーヴでロシアの無政府主義者と交際して投獄され、ドイツで「心境の変化」と称して書物やノートを焼き捨てるなど、この種のエピソードには事欠かない。……理詰めにも物を考えることのできない頭脳で、一種のロマン的感激家であったが、気分に従って唐突に説を変えることがしばしばであった。」⁹また、別の著書では、「上杉の頻々たる改説、その思想の内部矛盾、言動の喜悲劇は、穂積から出発して徐々に自己本来の傾向を顕在化させたところにあると思われる。」¹⁰と述べ、上杉の理論的「改説」の原因を、上杉が、彼の師である穂積八束の祖述から出発して、理論上のオリジナリティを徐々に展開していったことに求める。また、上杉の単著をものした井田輝敏は、その書の中で、「往々にして理論的整合性を欠如しがちな上杉を取りあげ、彼が構成した天皇制国家弁証の論理を精細に分析するのは予想外に困難である」とした上で、その困難な作業を自らに課するにあたり、「すでに骰子は投げられたのである。いまはただ一縷の望みを天につなぎ、風蕭々と吹きわたるル

ピコンを敢然と渡河するよりほかに術はない¹¹と、格調高く悲愴な覚悟を披瀝する有様である。

一方で、近年、上杉憲法学を積極的に評価する研究も見られる。上杉の国体論を国学の観点から再評価する五味良彬や、上杉の相関連続論の内に近代日本における大衆社会の誕生と一般意思への志向を見出す住友陽文、また、美濃部と上杉の法理論を対比し、前者を自由主義的憲法学、後者を平等主義的憲法学として再構成を試みる西村裕一、上杉の遺稿をもとに上杉の社会学の意義を論じた上杉聰彦などである¹²。本稿も、基本的にこれらの諸研究と同じ列につくものである。ただし、これらの研究は、上杉の法理論の特定の概念や特徴的な部分に着目し、その意義を研究することに重点を置いており、上杉憲法学全体を把握しようという視点を欠いているといわざるを得ない(もちろん、そうであっても、これらの諸論考の学術的価値・意義が減ぜられるものではない)。この点をふまえ、本稿では、上杉憲法学の全体を俯瞰し、統一的に把握することを目的とする。(このため、また、紙幅の関係から、上杉の法理論の全面的かつ詳細な解説については放棄せざるを得ない。とりわけ、本稿では、すでに広範な研究の蓄積のある上杉の憲法論・国家論の全体主義的性格の詳述することは割愛せざるをえない。)

(2) 頻々たる改説、思想の内部矛盾? — 上杉の法理論の構造上の問題

確かに、上杉の法理論には、「気分に従って唐突に説を変える」あるいは「その思想の内部矛盾」がある、と誤解されても仕方のない要素が構造的に内在している。たとえば、留学前の上杉は天皇機関説論者であった。それが留学(1906年から1909年まで)から戻ってみると、天皇主権説論者へ変身していた。彼自身が帰国後に留学前とは「別人」になった旨述べているこの改説は、彼の最大の論理的転回とされ、一般に「^{えしん}回心」といわれている¹³。

また、普通選挙論では、留学後、1910年代初頭には「私一己トシテハ、保守的ナ思想ヲ以テ今日ノ選挙権スラモ一層制限シタイト思テ居ル」¹⁴と述べていたのに、第一世界大戦後になると、「予の今普通選挙行ふべしと云ふは、……制限選挙と比較して、之を今の事情に適し、時宜を制する所以なりと為すのみ、要は挙国一致の志を固くせんとするに在り、予の意は普通選挙に非ず、挙国選挙なり」¹⁵と、普通選挙を挙国選挙と言い換えつつも、その意義を強調し、積極的に推進するようになる。確かに首尾一貫してない。

さらに、上杉は、1910年代の半ばになると、「相関連続論」を唱えるようになる¹⁶。しかし、この相関連続論はいかにも哲学的な論理構造で、ラーバント的法実証主義的性格を有すると評される上杉の憲法学とは、一見、相容れないように見える。実際、長尾は、上杉の主著ともいえる『新稿帝国憲法』の中で相関連続論と法実証主義が上杉の中で同居するのを目の当たりにして次のように述べる。「相関連続の哲学とこの法実証主義の関係如何。これを矛盾の一言で片付けることもできようし、その淵源を矛盾に頓着せぬ上杉憲法学の八方破れ性や、家族主義の羊頭を掲げて権力主義の狗肉を売る旧憲法体制のイデオロギー性へと辿ることも可能かもしれないが、思想史的には国学の「法実証主義」にその遠祖があるのではあるまいか。」¹⁷上杉の法理論は、長尾が述べるように、「矛盾」や「八方破れ性」の一言で片付けられるものなのだろうか。あるいは、「旧憲法体制のイデオロギー性」や「国学の「法実証主義」を基に考察すべきなのだろうか。

そのうえ、1920年代になると、上杉は、社会学に強い関心を有するようになる。たとば、末弘厳太郎は、上杉が1920年に洋行した際、アメリカで社会学の本を買い込み、後に法学部での社会学講義を自ら申し出たと述べる¹⁸。実際の上杉が法学部で社会学の講義を担当したのかは疑義が残るのだが、上杉は、この社会学講義に非常に乗り気であったと伝えられている。相関連続論と社会学との関係も重要な問題であるが、上杉は、憲法学と社会学という異なる学問領域を彼の中でどのように矛盾なく体系化していたのだろうか、という点がより重要な問題であろう¹⁹。

このように、上杉の憲法学は、長尾が述べるように、相互に「矛盾」する「八方破れ」なのもので、

雑多な要素を内包する「羊頭狗肉」なものに一見すると思える。また、これまでは、そのようなものとして理解されるのが一般的であった。

(3) 上杉憲法学の体系 ——法論と非法論

① 上杉憲法学の体系

先に述べたとおり、本稿の目的は、このような上杉憲法学を整合性の取れた統一的な体系として理解することである。もとより、統一的で整合的でないものを無理に統一的に理解することはできない。しかし、上杉憲法学は、そのようなものではない。上杉憲法学を統一的な体系として把握できないことと、上杉憲法学が統一的な体系ではないことは別の話である。敢えていえば、これまでの研究は、世間や学界の臆見に引きずられて、不必要に上杉の研究内容を目を瞑り、上杉憲法学を統一的な体系として理解することをはじめから放棄していたのではないだろうか。本稿は、上杉憲法学をこのような臆見から開放し、統一した体系として提示したい。そこで、まず本節で上杉憲法学の体系全体の概要を提示し、それを立証していくという形で論を進めることとする。

上杉憲法学は、「法論」と「非法論」という二つの論理体系からなる²⁰。これまでの上杉に関する研究は、上杉を「憲法学」という単線的視点でのみ把握しようとしていた点で誤りを犯していた。しかし、上杉の論考は、単なる憲法學理上のものにとどまらない。従来の研究は、この点を看過し、彼の論考を全て憲法學上の視点からのみ見ようとしたために無理が生じ、「矛盾」とか「八方破れ」などと理解してしまったのである。むしろ、上杉の論考は、二つの論理体系に区分して理解すべきである。第一は、「法論」である。法論は、公法理論はもちろんのこと、法概念論（法の定義など）なども含まれる。第二は、「非法論」である。非法論は、法論以外の領域、歴史的考察、哲学的考察等が含まれる。

② 法論

憲法学の研究者である以上、上杉の論考のメインが法論であるのは間違いなからう。ただし、後に述べるように、上杉が情熱をもって取り組んだのはむしろ非法論の方で、メインであるはずの法論は、生涯を通して大きな変化が見られない。すなわち、上杉の法論は、留学前の初期の基本構造を1920年代の末期までそのまま維持している。それでは、上杉の法論の基本構造とは何か。まず、上杉は、一貫して法実証主義を唱える²¹。法は国家が定めるもので、それ以外は法と認めない。慣習法なども、国家が承認したもののみが法として認められる。また、国体については、次のように述べる。法論における国体とは、統治権、すなわち主権の所在の問題である。日本は純粋な君主国体であって、天皇がこれを専制的に有する²²。国民は、国家権力に無制限に服従しなければならない。議会は立法権の主体ではなく、天皇の立法権に参与するのみの一つの機関である²³……。これ以上の説明は省略するが、これまでの上杉研究でも縷々説明されているとおり、上杉憲法学の天皇絶対主義的性格を示している。

一方、留学前の初期の上杉は、国家法人説を支持し、天皇を最高機関とした²⁴。これらは、初期の上杉の法論の特徴であり、留学後には放棄することになる。留学前、上杉は、「国家ハ、一定ノ土地ニ固着シ、統治権カヲ固有スル共同団体ニシテ、法律上人格ヲ有スルモノナリ」²⁵と述べ、国家を共同団体であり法人であるとしていた。それが、留学後、国家を「法人」として理解することを放棄する。それは、上杉の法実証主義の立場に基づけば、国家より以前に法が存在しないのだから、そもそも国家を法人として観念すること自体が矛盾していることになり、法人説を採りえない。国家を「法人」として観念できない以上、国家の構成要素である天皇を「機関」する天皇機関説も当然に放棄することになる。

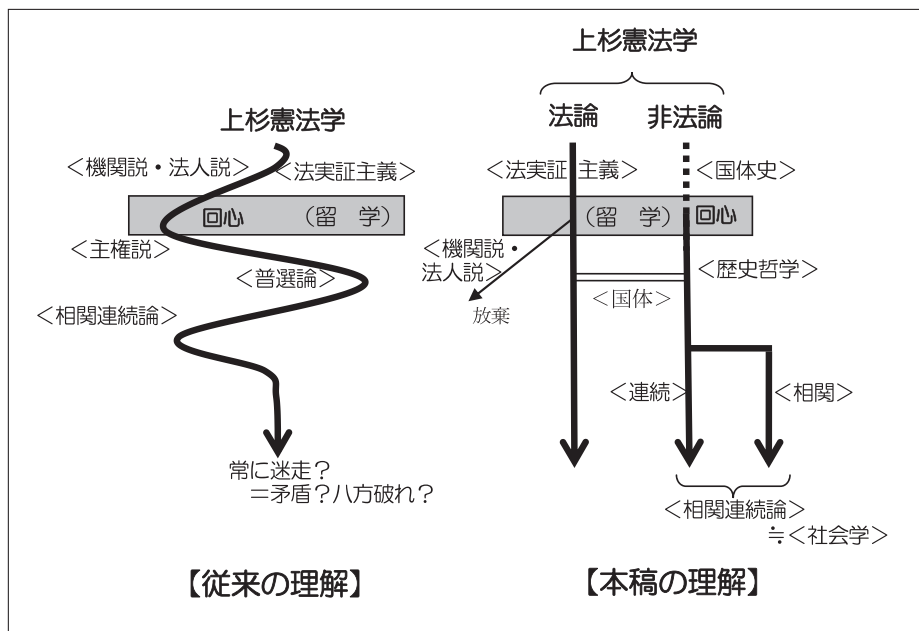
留学前後の変化を「本質的な変化」と評価するか、「取るに足らない些細な変化」と評価するかによって、長尾のいう「回心」の有無が変わってくる。すなわち、この変化を「本質的な変化」とするならば、法論上の「回心」はあった、とすべきであろう。一方、これを「些細な変化」と見るのであれば、

法論上の「回心」はなかったことになる。この点については次章で検討する²⁶。

③ 非法論

初期から基本構造が定まっていた法論に比べ、非法論は、次々と進化・発展していく。内容については次章で検討するが、ここで概要を説明しておく。留学前の上杉の研究は、「国体史」というべき内容を含んでいた。国体史研究では、日本と西洋の国体と比較し、その特徴を論じている。その後、国体史研究は、留学を挟んで「歴史哲学」へと進化する。留学前の国体史研究の段階では、価値中立的に日本と西洋の国体の歴史を比較するのみであるが、留学後、上杉は、日本の国体の卓越性・唯一性を積極的に評価し、日本が世界史的に見ても稀有な国体を有する国家であると認識する。彼は、日本の国体を君主国体の理念型として措定する。ここに上杉の歴史哲学が成立する。1910年代末、上杉は、「相関連続論」という概念を提示する。一言でいえば、「相関」とは人々の同時代的な横のつながり、「連続」とは人々の歴史的な縦のつながりのことである。この横と縦のつながりにおいて国家が成立する。相関連続論は、上杉の歴史哲学を相関と規定し、横のつながりの連続を加えたものである。つまり、歴史哲学の発展型が相関連続論である。さらに、1920年代になると、上杉は、社会学に関心をもち、非法学の体系に取り込む。すなわち、社会の諸関係を分析する社会学は、相関と連続の学からなる相関連続論との親和性はきわめて高く、とりわけフランスの社会学者コントに強く引かれつつ、自己の相関連続論に組み込んでいく。このように、上杉の非法論の体系は、常に進化・発展を遂げていった。

非法論の体系については、個別の概念（たとえば「相関連続論」）が取り上げられることはあっても、統一的に把握しようという研究は、管見の限り存在しない。その意味で、上杉の非法論は完全に看過されてきたといってよい。しかしながら、上杉の研究内容を総合的に理解するためには、この非法論の検討を抜きに語ることはできないし、これまでの研究は、この非法論を統一的に把握しようとしなかったために、上杉の研究を体系的に理解できずにいた。さらにいえば、このような非法論における展開・発展が、のちの学者にとっては、理論的動揺に見えたのであり、上杉の研究を矛盾した八方破れなものに見えさせたのである。（以下、上杉の学問体系を図式化した。）



2. 「回心」の意味

(1) 「回心」の存在

前章で述べたとおり、上杉憲法学の全体像を把握する上で、まず、必要なことは「回心」をどう理解するか、すなわち、留学前と留学後とで上杉の法理論の何が変わって何が変わらなかったのか、ということを解明することである。

結論からいえば、前章で述べたとおり、上杉の法論における「変化」は局所的なもので、その本質には変化がなかった。その意味で、法論上の「回心」は無かった。一方、法論以外の部分——非法論の部分——には重要な変化が生じた。そして、この変化こそが、いわゆる「回心」であり、上杉自身が「別人」になったと自認する変化の正体であった。手はじめに、「回心」の有無に関するこれまでの学説を紹介する。

(2) 「回心」の源流

まず、「回心」があったとされる理由を概観しておこう。

留学中の「回心」の存在を肯定的にとらえる根拠は、何より上杉自身の言及に基づく。上杉は次のように述べる。

「明治四十二年夏帰朝シタル予ハ、別人トシテ先生〔穂積八束〕ニ見ミヘタリ。西遊研学ノ間、予ハ深く我国体ノ万国無比ナルヲ感シ、建国ノ基礎世界ニ倫ナク、国史ノ発展又全く異ナルノ日本ニ在リテハ国家ノ基礎法タル憲法ノ本質自ラ彼ト異ルモノナルヘカラスト為シ、帝国国体ノ明確ナル認識ト鞏固ナル尊皇ノ信念トハ日本憲法研究ノ根本骨子タルヘシトスルノ動カスヘカラサル確信ヲ懐抱スルニ至レリ」²⁷

上杉は、留学中に自らが「別人」になったと述べる。それは、日本の国体が西洋のそれとは異なるものであり、「帝国国体ノ明確ナル認識」と「鞏固ナル尊皇ノ信念」が日本の憲法の根本であることを確信したからだという。また、帰国後の著作の序文には次のような文字が躍る。「予カ従来ノ著述論文ノ所説、或ハ本書ノ所説ト異ルモノアリ。……殊ニ明治三十九年五月、予カ西遊以前ノ著述論文ハ、多クハ皆誤謬ノ見解ヲ伝ヘタリ」²⁸ すなわち、上杉自ら、留学以前の論述が「誤謬ノ見解」であると認めている。このような上杉の自己言及を根拠に、上杉の理論的「回心」を肯定する見解が唱えられてきた²⁹。

一方で、上杉の理論上の「回心」を否定する論者もいる。美濃部達吉の綿密な研究で知られる家永三郎は、「外遊を境として変化したのは、天皇を国家の機関と考えるか考えないかという点だけであり、それ以外において上杉憲法学の論理構造には外遊の前も後もほとんど異なるところが見出されない」³⁰と述べ、天皇機関説＝国家法人説を放棄した以外は、「あらゆる憲法解釈上の基本論理には変化なく、いわば局部的変説が生じたもので、上杉憲法学の基本構造には変化がなかったと云っても、必ずしも云い過ぎではない」³¹とする。また、井田は、上杉の留学前後の憲法理論上の変化を仔細に検討したうえで、その変化が「上杉は憲法学説のレヴェルでは、たかだか国家法人説を放棄したにとどま」³² ったとし、家永同様、理論上の「回心」はなかったとする。

上杉に憲法学説上の「回心」があったとする根拠は、先に見たとおり、本人の「別人になった」という言及に加えて、学説上の変化があったことが大きい。すなわち、上杉は、留学前には天皇機関説を支持していたにもかかわらず、留学後は天皇主権説へと「転向」した。留学前の上杉は天皇機関説論者であった。彼は、「天皇ヲ国家ノ機関ト見ルノ学理ハ、理論上実験上疑ナキトコロトシテ、予カ常ニ主張スルトコロタリ」³³と主張する。

しかし、その天皇機関説は、通常我々が想像するような立憲主義に親和的な機関説ではなかった。

「天皇ハ一人ニ統治権ヲ統へ、之ト統治権ヲ分有スル者アルコトナシ。国家統治権ノ活動、皆一人天皇ニ源泉シ、天皇ノ外ニ統治権ヲ出ツルコトナク、天皇ナケレハ国家ハ活動ノ本源ヲ失ヒ、国家滅フ。天皇ハ国家ノ最高機関ニシテ、一切ノ国家ノ意思ニ就テ最高最終ノ決定力ヲ有ス。天皇ハ一切ノ国家機関ノ上ニ立テリ」³⁴

上杉の天皇機関説は、最高機関であり統治権の総攬者である天皇が唯一で本源的で全能な統治権を有する絶対主義的な天皇機関説である。我々が一般に観念する天皇機関説とはその本質を異にする³⁵。

一方、留学後はどうか。上杉は、留学後の著作において、天皇の地位について、次のように述べる。「天皇ハ主権者タリ。臣民ハ齊シク皆、天皇ニ服従ス。天皇ハ統治権ヲ総攬ス。統治ノ行動、天皇ヲ外ニシテ、出ツル所アルコトナシ。一二悉ク天皇ニ淵源ス。」³⁶ 従って、「法律上は天皇は法律の上に在つて、一切の正不正の判断の上に超越して居る」³⁷。

上杉は、形式上は、確かに留学を境に天皇機関説論者から天皇主権説論者へと立場を変えた。しかし、留学前に上杉が支持した「天皇機関説」は、我々が観念するような天皇機関説ではなく、留学後の天皇主権説と同旨の「天皇機関説」であった。確かに、「看板の架け替え」はあった。しかし、その内容は、「最高機関」の語を使用するか否かの違いこそあれ、統治権の総攬者たる天皇に絶対的権限を委ねる憲法学説であることに変わりはなく、留学の前と後でその本質が変わることはなかった。

蛇足だが、上杉の回心問題に限らず、我々は、戦前日本の憲法学説を論ずる際、「天皇機関説か天皇主権説か」をさも重要なメルクマールとする。しかし、果たしてどの程度の意義があるのかを冷静に考える必要がある。「機関説対主権説」という対立軸は、家永が適切に指摘するように、天皇機関説論争の際に政治的に創出されたもので、学説学理の妥当性とは基本的に無関係のところが存在している。我々は、この点を自覚すべきである。天皇機関説か天皇主権説かという問題は、家永の言葉を借りれば「全くナンセンスなグルーピング」に過ぎない³⁸。

(3) 「回心」の正体

以上のように、留学を境にした上杉の学説の変化が看板の架け替えに過ぎず、学説の実質的な内容に変化がなかったとするのであれば、上杉自身が「別人となって帰国した」と述べている点をどのように理解すべきだろうか。この点について、家永は次のように述べる。「前に上杉の「転向」の動機はよく分からないと云ったけれど、基本構造に変化がなかったとすれば、主権説への「転向」はさして問題とするに値しない現象であったかもしれず、したがってその動機が那邊にあったのかということも、思想的観点からすればことさら穿鑿する必要のない瑣末な問題であるかもしれぬ。」³⁹ しかし、逆ではないか。思想的観点からすると、学説の基本構造に変化がなかったにもかかわらず、自ら「別人となった」と述べるに至った事情を「穿鑿する必要のない瑣末な問題」とは思えない。むしろ、「その動機が那邊にあったのか」ということを真剣に検討することこそが思想史の使命ではないか。

ともあれ、既に述べたとおり、上杉は、確かに「別人」となった。すなわち、「回心」はあった。しかし、その「回心」は、上杉の憲法学説上の——すなわち、法論上の——変身・改説ではなく、憲法論とは別の学問領域の——非法論上の——変身であり変化であった。

より具体的に述べると、上杉の非法論は、留学前の段階では、「国体史」とでもいうべき、日欧の国体の歴史とその特質を検討したものであった。それが、留学後には「歴史哲学」(後に、上杉自ら「歴史哲学」の語を用いるようになる)へと展開する。それは、まさに上杉自らが述べるように、「西遊研学ノ間、予ハ深く我国体ノ万国無比ナルヲ感シ、建国ノ基礎世界ニ倫ナク、国史ノ発展又全ク異ナルノ

日本」を発見し、「帝国国体ノ明確ナル認識」と「鞏固ナル尊皇ノ信念」が日本の憲法の根本であることを確信したからであった。これこそが、彼の「別人」への変身であり、「回心」であった⁴⁰。

(4) 初期上杉の非法論

初期上杉の非法論を確認する前に、法論における(すなわち法学的意味での)「国体」概念について確認しておきたい。法論における国体とは、「何人力統治権ノ総攬者タルヤ」⁴¹という問題である。すなわち、主権の所在の問題である。そして、ただ一人の自然人が統治権の総攬者であることを「君主国体」、複数人が統治権を総攬する体制を「共和国体」とする。以上は、あくまで法論における「国体」の区分である。

初期の上杉は、この定義に基づいて、非法論である国体史を展開する。すなわち、「大日本帝国ハ名実共ニ君主国体」⁴²であって、「純粹ナル君主国体」⁴³である。ところが、西洋の諸国は、日本のような純粋な君主国体の国家は存在しない。なぜなら、西洋近代の歴史は、フランス人権宣言の成立に端的に見られるような近代立憲主義が確立する歴史であり、人民が主権を有する体制がもはや西洋の普遍となってしまったからであった。上杉は、次のように述べる。

「歐羅巴ノ学者、憲法ヲ以テ唯リ立憲政体ノ定メタリト為シ、国体ノ定メヲ顧サルモノ実ニ如上ノ沿革〔近代立憲主義の確立の経緯〕ニ依ル。然レトモ、斯ノ如キ語ノ用例ノ起原セルモノハ、唯タ語ノ用例ノ問題ニ非スシテ、深ク根柢スルトコロノ思想ニ基ケリ。立憲運動ノ盛ナルヤ仏蘭西ニ於ケル政治上ノ思想ハ、人民ヲ以テ主権ノ本体トナセルコト、人ノ普ク知ルトコロニシテ、後ノ仏蘭西憲法ヲ始メ、諸国ノ之ニ倣ヘルモノ皆多クハ人民ヲ以テ主権ノ本体ト為ス。而シテ、其人民ヲ以テ主権ノ本体ト為スハ、或特定ノ其国ニ就テ之ヲ云フニ非ス。理論上、苟シクモ国家タルモノハ、皆、人民カ主権ノ本体タルコトヲ本質トナスモノナリ。国家ヲ人格トスルノ学説ハ固ヨリ正当ナリト雖、之、民主主義ノ円熟セルモノナリ。既ニ人民ヲ以テ主権ト為ス一切ノ国家、皆、然リトナス。最早国体ノ問題無シト為スモノ、実ニ彼等ノ思想ナリ。名ハ君主ト云フト雖、大統領ト云フト雖、皆人民ノ役人ナリ。君主国ト云フト雖、共和国ト云フト雖、皆民主国ナリ。」⁴⁴

つまり、西洋諸国は、市民革命を経て、多かれ少なかれ「人民ヲ以テ主権ノ本体トナス」状況に至っている。現に国王が存在するか、国名や元首がどうなっているか、ということはいくまで形式的なことであり、国体の本質とは無関係である。イギリスには国王が存在するが、統治権の総攬者は「国王ト国会トノ共同体ナリ」。フランスは「純粹ナル共和国体ノ国」であるし、アメリカも「人民実ニ統治権ノ総攬者ナリ」。ドイツも「帝国は共和国体ノ国ナリ」。なぜなら、「国権ヲ総攬スル者ハ、連合各国ノ君主及自由市元老院ノ集合体ナリ」⁴⁵。形態は様々であるが、どれも、統治権の総攬者(主権者)は一人ではない。従って、「西洋諸国ノ君主国ハ、名実共ニ君主国体ナリト為スヲ憚ルモノ少ナカラサルナリ」⁴⁶という訳である。そして、上杉は、西洋諸国がどれも皆共和国体となっているからこそ、国体という概念が公法学説の領域に登場しないのだと分析する。

ただし、このような分析は、あくまで歴史的事実の記述に過ぎない。どの国の国家体制が良いとか悪いとかといった評価は介入しない。あくまで価値中立的である。「国体ノ如何ハ国史ノ結果タル事ナリ。学理ニ非ス。……国体論ハ事実ノ説明ニシテ、理論ノ演繹ニ非ス」⁴⁷。これが留学前の上杉の国体史論の特徴である。上杉は、西洋諸国がどの国も多かれ少なかれ民主化され、西洋には純粋な君主国体が存在しないことについても、淡々と「事実ノ説明」に過ぎない、としている。この意味で、この段階の上杉の国体史論は、歴史哲学を形成するに至っていない。一定の歴史観とそれに伴う価値判断を前提とする上杉独自の歴史哲学の形成は、西洋諸国の反射として、日本の国体が「万国無比」で、世界

に類のない「建国ノ基礎」を有していることを留学中に自覚してからのことになる。

(5) 留学後の非法論の完成 —— 「歴史哲学」の完成

① 「国体の精華」論 —— 歴史哲学の確立

近代立憲主義の成立の歴史を紐解きながら、彼岸の国体の歴史と現状を解説し、日本との差異を価値中立的に淡々と説明していた留学前の上杉は、留学を終えて帰国すると、そのスタイルを大きく変える。日本の国体の卓越性・独自性を強調し、世界に範たる国体(上杉はこれを「国体の精華」という)として日本国体に世界史的意義を見出すようになった。それは、上杉自身が述べるように「西遊研学ノ間、予ハ深く我国体ノ万国無比ナルヲ感シ、建国ノ基礎世界ニ倫ナキを体得したからである。帰国直後の『国民教育帝国憲法講義』で次のように述べる。

「苟も統治権の総攬者と称する者が、多少なりとも他人の意思を交へるならば、或は帝国と云ひ、王国と云ひ、その他君主国の名称を有つて居つても、夫れは實際に於ては共和国体であると申さなければならぬ、国体の区別は名称の区別ではない、……実際の統治権の総攬者は何人であるか、冷静な観察を下して之れを区別するのであります、而して今日欧羅巴諸国に於ては、一人の君主が、完全に、欠点なく、統治権の総攬者であると云ふ国は、殆ど之れを見る事は出来ぬのであります、……斯の如き純粋なる、完全なる、欠点のない君主国といふものは、我が日本帝国の外には殆ど之れを見る事は出来ぬのである、」⁴⁸

これは、上杉自身が述べように、「国家学上、法律上」⁴⁹の国体概念の解説である。法論における国体は、誰か一人が統治権の総攬者(=主権者)である場合のみが君主国体であつて、君主国と名乗ることができる、と説明する。この法学上の意味の国体の定義に基づけば、「英吉利王国、伊太利王国、西班牙王国の如きを君主国体に非ず」⁵⁰ということになる。これらの記述は、留学前と変わらない。注目すべきは最後の文である。上杉は、日本の国体を「純粋なる、完全なる、欠点のない」他に例のないものであると述べる。留学前と比較して異なるのは、留学前の国体の説明にはこのような日本の国体を積極的に評価するような文言は一切存在しなかった一方、留学後は、日本国体が、完全で欠点のない唯一無二のものである旨述べている点である。

より明確なのは、「我が国体の精華」という節である。

「君主国体が円満に滞りなく永続して行はれまする為には、唯だ實力の關係や、憲法法律に夫れを定めてあると云ふ事の他に、道徳的に深遠なる基礎を必要とするのであります、……歴史に就て見ますれば、君主国体が何千年の久しきを保つて続いて居といふ事は、我が国の外に例は無いのであります、私が茲に我が国体の精華と名づけますのは、この点にあるのであります、是れは法律論ではなくして、我が国体の維持といふ事が鞏固なる道徳的の基礎の上に在るといふ事を国体の精華といふ文字を以て現はしたのであります、国体の精華といふ事は教育勅語の内にもありますが、其れとは必ずしも同じ意味ではないのであります、欧羅巴の歴史を見ますると、殆ど歴史上の変遷と云ふものは、君主と人民との争の歴史であります、」⁵¹(傍点は原文。以下同じ。)

上杉は、日本の君主国体が世界に類のない統治体制であるとする一方、欧州の歴史は、君主と人民との争の歴史だったとする。欧州では、そもそも、君主は他の土地から来た外来者であり征服者である。住民は君主の単なる所有物に過ぎない。従つて、君主は住民の利益を顧みず、自らの利益のみを追求する。住民を抑圧すれば、その分、君主の利益になるからである。一方、住民の方もこのことは十分に理

解していて、君主を征服者・抑圧者としてしかみていない。このため、市民革命の歴史は、この征服者・抑圧者たる君主の権限を如何に制限し、権力の乱用を予防するかに重点がおかれるようになったのだ。上杉は西洋の歴史をこのように理解した。

一方、日本はどうか。先の引用を見ると、日本は純粋な君主国体で、それが何千年も続いている。このような状態になるためには、「道徳的に深遠なる基礎を必要とする」という。具体的には、天皇は民を大事な宝（「大宝」）として扱い、「民の富むは朕の富むなり」とした。天皇が人民を抑圧したことは一度も無く、人民も天皇を人民の慈父と考えている⁵²。このような関係は欧州にはかつて存在したことがなく、日本独特のものである。

「我が天皇は歴代、朕は国家である、国家は我れであると云ふ考えで、民の苦痛は朕の苦痛である、「一人飢寒、顧之責身」と考へられ、人民の亦天皇の利益と自分の利益とは一致して離れない、国に尽すと云ふ事は君に尽すといふ事である、君に忠なるのは国を愛するのであつて、忠君愛国と云ふ事は一致して居ると考へ来つたのであります、欧羅巴諸国に於ては、国の為めと云ふ事は、君の為めと云ふ事とは決して一致して居らない、我が国が建国以来、此の有難い発達をした事を、私は国体の精華として特に申し上げて置きたいのであります。」⁵³（傍点は原文では圏点。以下同じ。）

一言で言えば、このような君民共治こそが上杉にとっての世界の理想となるべき統治体制であり、「国体の精華」であった。

ここでいう「国体の精華」とは、法律論ではない。そして、教育勅語で用いられるような純粋な道徳論でもない。それでは「国体の精華」とは何か。一つの歴史哲学である。上杉は、欧州の歴史を征服と争乱の歴史と見た。市民革命もその延長であり、現在の欧州諸国の政治体制はその結果に過ぎない。欧州においては、君主国体は根絶されてしまった。一方、日本はどうか。日本では、君主と人民が争うことはなく、むしろ正反対に、君主は国民を自らと同一視するほど重視し、天皇は、「民の苦痛は朕の苦痛」あるいは、「民の富むは朕の富むなり」とする。人民も、また、天皇を慈父として考えてきた。このような数千年の間、永続する「道徳的に深淵なる基礎」の上にあるのが日本である。日本の統治体制は、唯一の純粋な君主国体であると同時に、君主国体の一つの到達点、あるいは理念型であった。ここに、上杉の歴史哲学は成立した⁵⁴。

② 歴史哲学の完成

以上のとおり、留学後、1910年代初頭に上杉の歴史哲学が成立した。それがより完成した形で見られるのは、彼の哲学的理論的主著である『新稿帝国憲法』（1922年）においてである。上杉は、歴史上、様々な国家が存在するが、どのような国家であっても、「歴史的に存在する国家は其の俛に国家として之を認めなければならぬ」⁵⁵とした上で、次のように述べる。

「一つの現実なる特定国家は、哲理的国家の其の時其の処に於ける現実である、ヘーゲルの所謂客観的精神の発展の段階に於ける現実である、……国家の哲理は特定なる国家に於て具現するのであつて、一つの国家に於ても哲理的国家を見る事を得ねばならぬ、……国家哲理の目的は一つの国家が発展の如何なる段階に在るかを認めて、之を哲理の基準に従つて、相当の地位に排列するに在るとも云ふべきである、斯の意義に於て国家歴史は国家哲理であるとすることを得るのである。」⁵⁶

上杉によると、国家には発展段階がある。そして、国家を客観的精神の現実とし、「国家が発展の如何

なる段階に在るか」を確認して、「相当の地位に排列する」ことが可能であり、その任務を国家哲理が負うとする。そして、「斯の意義に於て国家歴史は国家哲理である」とする⁵⁷。さらに、上杉は、より明確に次のように述べる。

「歴史的なる国家の考察は、其の国体が果して能く其の国家をして、国家の本質を完うせしむることを得るや否やの、国体の価値の考察を最も重要なりとせねばならぬ、世界審判の前に立てる歴史的國家は、国体の価値低きに依りて、自ら革命史、其生命を断絶せざるを得ざるに至るのである。」⁵⁸

上杉は、現実の国家の価値の序列化が可能であるとした上で、国家の考察は、とりもなおさず国体の価値の考察であり、価値の低い国体しか持たない国家は、歴史の裁きを受け自然とその命脈を断たれるとする。このように、上杉の歴史哲学は、ヘーゲル流の歴史哲学に社会進化論的な自然淘汰論を併せ持つことになる。

それでは、日本はどうか。

「日本國家に於て國家の理想觀念が最も善く実現して居る、日本國家は如実なる最高の道徳である、之を我が國体の精華とする、精華とは我が國体の精粹彩華の謂である、最大長所最優美点の謂である、即ち我が國体の最大価値を國体の精華と称するのである、然らば何を措きても先ず、日本國家が斯の國体に依りて、善美具足の國家であることを國体の精華とせねばならぬ。

天皇は葦原中国に理想國家を実現するの大精神を以て、天祖の定めたまいし統治者である、天皇は日本人信仰の中心、民族の大宗にまします、されば天皇の御力に依りて、日本人は完全に相関し連続して、一体たるの日本國家を成し、各々皆一齊に其の本性を充実し発展することを得るのである、……日本國家は天皇の下に於て最高の道徳たるのである、……我が肇國即ち樹徳であつた、國家の哲理的本質に於て必ずや合一させるべからざるの肇國と樹徳の合一不離なるは、これを建国に見るのである、日本國家の建設は、即ち最高の道徳たる理想の國家を地上に実現せんとする天祖の大御心に出でたものである、」⁵⁹

上杉は、国家とそれを支える国体には価値序列があることを前提に、日本の国家と国体は最高であると述べ、その根拠として建国の歴史を挙げる⁶⁰。

(6) 「回心」とはなんだったのか

以上、上杉の留学中の「回心」について検討してきた。そもそも「留学中に改説があった」と考える発端は、何よりも上杉自らの告白であった。すなわち、自らが「別人となった」と述べ、「留学前の自説は間違いである」と述べたからであった。実際、上杉は、留学前には国家法人説・天皇機関説論者であり、天皇は最高機関であると言っていた。ところが、彼は、留学後は、天皇主権説に改説し、国家法人説・天皇機関説を唱える美濃部との間で天皇機関説論争をひき起こした。これはまさに留学中の改説のなせる業である。この改説は、長尾の印象的な言葉によって「回心」と呼ばれ、広く受け容れられてきた。

一方、「回心」がなかったという説もある。その主張するところは、次のとおりである。変説はあるにはあった。しかし、「回心」というほど大規模なものではなく、むしろ、留学前後の学説を仔細に検討すれば、看板の架け替え(天皇機関説から天皇主権説へ)こそあったが、実質的な内容に変化はなかった。上杉の憲法理論は、留学前から天皇主権的な内容を十分に具備していた、というものであった。

実際、留学前の上杉の憲法理論は、天皇を最高機関として措定し、天皇機関説を支持していた。しかし、その最高機関としての天皇は、全ての国家機関の上に超然として君臨する存在であった。つまり、上杉の天皇機関説は、我々が想像するような立憲主義的な天皇機関説ではなく、天皇主権説に果てしなく近い「天皇機関説」であった⁶¹。従って、留学の前後で比較をすれば、確かに看板の架け替えはあったが、実質的な憲法理論に変化はなかったといわざるをえない。

そうであるならば、新たな問題が生じる。それは、なぜ留学後に「別人になった」と、上杉は言ったのだろうか。本当に「回心」は無かったのだろうか。この問題を解くためには、非法論の変化に着目すべきである。留学前の段階では、「国体史」とでもいうべき国体をめぐる歴史を叙述した価値中立的なものが、留学後に大きく変化する。すなわち、国体の歴史をふまえ、日本の君主国体を完璧で理想的な、ある種の理念型として世界に誇るべきものであるとするようになった。ここに上杉の歴史哲学が形成された。彼の非法論は、歴史哲学という形でより明確な形となった。実は、上杉の改説、あるいは「回心」は、ここで発生したものであった。すなわち、彼の回心は法論ではなく、非法論の領域で発生し、それは、上杉に歴史哲学をもたらすことになった。

このような「回心」を生じしめたのは、上杉自らが告白しているように、留学の最中に、日本の国体が万国無比であることを自覚したからであった。そして、この万国無比の国体を自覚することによって生じしめた「回心」は、上杉にとって非常に重要な一つの副産物を生じさせた。それは、国家主義者・上杉慎吉の誕生である。留学前には、必ずしも明確な政治的立場を示すことのなかった上杉であるが、学生時代は穂積を嫌い⁶²、穂積によって助教授に取り立てられてからも、「任官以来三十九年春洋行ニ至ルマテ予ハ主トシテ先生ノ学説ノ欠点ヲ指摘スルニ努力セリ」⁶³と穂積の批判に専心したことを考慮すると、留学前の政治スタンスは、どちらかという、一木や美濃部に近いものがあったのかもしれない。だからこそ、留学前の上杉は、天皇機関説の看板を掲げたのではない。しかし、既に述べたとおり、理論的内実は、むしろ天皇主権説であった。この点で、上杉は、内心、違和感を覚えていたのではないだろうか。それが留学を機に日本の国体の卓越性を自覚することによって、国家主義者へと転向し、彼の憲法理論と政治的スタンスの一致を見るようになった。これこそが、彼の「回心」の正体であり、彼に「別人となって先生〔穂積〕にまみえた」と言わしめたのではないだろうか。

以上、上杉には確かに「回心」はあったのだ。しかし、それは、従来考えられてきたような、天皇機関説論者から天皇主体説論者への「回心」ではなかった。それは彼の非法論の領域における歴史哲学の確立によって——万国無比の日本国体への覚醒によって——生じた「回心」であった。そして、それは国家主義者・上杉慎吉の誕生の瞬間でもあった。これこそが「回心」の正体である。

¹ 本論文の執筆に先立ち、第25回戦時法研究会（2018年7月28日、上智大学）で本稿の構想を報告する機会を得た。その際、参加者各位から多数の有益な意見・コメントを頂いた。謝意を表す。

² 長尾龍一は、天皇機関説論争の帰趨について次のように述べる。「この論争は、学界・言論界の強い支持、両者の理論的能力の差、護憲運動という歴史的潮流などによって美濃部の勝利に終わったものと受け取られ、「司法省辺でも若い者は、議論は美濃部のほうが偉いですね、上杉のザマはありませぬね」と評される有様であった……。こうして上杉はいわば学界の孤児となった。」（長尾龍一『日本憲法思想史』（講談社学術文庫、1996年）82頁以下）なお、私見であるが、「学界の孤児」になったことに異論はないが、美濃部と上杉の間に理論的能力に差があったとは思えない。差があったとすれば、それは、両者の「優劣」ではなく、「差異」と見るべきであろう。すなわち、美濃部は実証主義的で詳細な議論を得意としたのに対して、上杉は形而上学的な議論が得意であったように思える。誤解を恐れず単純化すれば、両者の対決は「法学者・美濃部対哲学者・上杉」であった。このような、両者の学問スタイルの「差異」により、（もちろん、当時の時流、学界や世間の後押しもあっただろうが）学説論争では美濃部に有利に働いたのではない。

- ³ 南木摩天楼「上杉博士と美濃部博士」『太陽』第19巻第10号、38頁。
- ⁴ 南木「上杉博士と美濃部博士」39頁。
- ⁵ たとえば、海軍大学校での上杉の憲法講義に対して、次のような感想がある。「小馬鹿にしたような稚拙な比喻、天皇神権説の粗雑な憲法講義は、私の級では耳を傾ける者がすくなかった。」高木惣吉『自伝的日本海軍始末記』(光人社、1971年)64頁。
- ⁶ 上杉慎吉「小引」(穂積八東『憲政大意』所収)13頁。以下、本論を「小引」と略す。句読点は著者が加筆した(以下、同じ)。
- ⁷ 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』(岩波書店、1967年)212頁。
- ⁸ 河野有理「はじめに」(河野有理編『近代日本の政治思想史』(ナカニシヤ出版、2014年)所収) x頁。
- ⁹ 長尾龍一『日本法思想史研究』(創文社、1981年)106頁。
- ¹⁰ 長尾龍一『日本国家思想史研究』(創文社、1982年)36頁。
- ¹¹ 井田輝敏『上杉慎吉——天皇制国家の弁証』(三嶺書房、1989年)36頁。以下、本書を『上杉慎吉』と略す。
- ¹² 五味良彬「上杉慎吉の「国体」論に関する一考察——『新稿帝国憲法』の分析を中心に——」(『法学志林』第115巻1・2号、2018年)、住友陽文『皇国日本のデモクラシー 個人創造の思想史』(有志社、2011年)、西村裕一「美濃部達吉と上杉慎吉」(河野有理編『近代日本の政治思想史』所収)、上杉聰彦「公法学者上杉慎吉における社会学＝相関連続の研究」(竹村民郎編『経済学批判への契機』(三一書房、1974年))。
- ¹³ この論理的転回を「回心」と名づけたのは、長尾龍一であろう。参照、長尾龍一『日本憲法思想史』67頁以下。回心の問題については、後に詳述する(第2章)。
- ¹⁴ 上杉慎吉『国体憲法及憲政』(有斐閣書房、1916年)522頁。初出は1909年。
- ¹⁵ 上杉慎吉『国体精華乃発揚』(洛陽堂、1919年)312頁。以下、本書を『国体精華』と略す。
- ¹⁶ 相関連続論については、後述(第3章第2節)。
- ¹⁷ 長尾龍一『日本憲法思想史』(講談社学術文庫、1996年)120頁。
- ¹⁸ 六本佳平・吉田勇編『未弘厳太郎と日本の社会学』(東大出版会、2007年)8頁。
- ¹⁹ 相関連続論と社会学との関係については、後述(第3章第5節)。
- ²⁰ 「法論」「非法論」という名称は、著者のオリジナルである。なお、この名称をめぐる、先の研究会(注1参照)で疑問が呈された。それは、一見法学ではないような領域(たとえば、歴史学や哲学)も密接に法学に関連しており、両者を分断するような名称(特に「非法論」)は不適切ではないか、という指摘である。この指摘は至極尤もであり、異なる名称を色々考えたが、「帯に短し襷に長し」で、最終的にはこの名称に落ち着いた。この名称は、両者を分断して考察すべきではない、という留保の上で、本稿ではさしあたり「法論」「非法論」という名称を用いることとする。
- ²¹ たとえば、初期は「法ハ実在ノ人定法ノ他ニアルコトナシ」(上杉慎吉『帝国憲法』(日本大学、1905年)3頁)。1920年代は「慣習が慣習法となるには、統治権が之を法と定むるの何等かの形式がなければならぬ、……されば慣習法と云ふものは実は無いのであつて、皆同一の法である」(上杉慎吉『新稿帝国憲法』(有斐閣、1922年)360頁以下。以下、本書を『新稿憲法』と略す。)また、「実定法のみが法である」(『新稿憲法』378頁)。
- ²² 『帝国憲法』は、「大日本帝国ハ、唯一ノ自然人タルヲ以テ統治権ノ総覽者ト為ス。純粹ナル君主国体ナリ」(117頁、句読点は著者が加筆した(以下、同じ))、「天皇ナケレハ国家ハ活動ノ本源ヲ失ヒ、国家亡フ。天皇ハ国家ノ最高機関ニシテ、一切ノ国家ノ意思ニツイテ、最高最終ノ決定力ヲ有ス。天皇ハ、一切ノ国家機関ノ上ニ立テリ」(118頁)とする。また、『新稿憲法』には、「天皇は統治権者にまします、我が国体法上天皇の意志は唯一なる統治権であつて、国家に於ける凡ての意志は之に服従するのである」(500頁)とある。
- ²³ 『帝国憲法』は、「議会ハ、立憲政体ノ要素タル機関ニシテ、臣民全体ヲ代表スル政治上ノ主旨ヲ有シ、立法ニ参与シ、行政ヲ監視スル国家ノ間接機関ナリ、而シテ非独立機関ナリ」(435頁)とする。『帝国憲法綱領』(有斐閣書房、1912年。以下、本書を『綱領』と略す)は、「帝国議会ハ組織ノ内部ニ在リテ、天皇ヲ輔翼シ、統治ヲ賛成スルノ官府ナリ。憲法ハ之ヲ協賛ト謂ヘリ」(90頁)とする。また、『新稿帝国憲法述義』(再版)(有斐閣、1925年)は「帝国議会ハ、天皇ノ官府ナリ」(329頁)とする。
- ²⁴ 天皇を最高機関とする例は、参照、注22。
- ²⁵ 『帝国憲法』26頁。

²⁶ なお、法論は、1920年前後にも若干の変化が見られる。それは、「国体法」という概念や「体制意志」という概念が新たに登場する。これらの概念が新たに加えられてはいるが、それでも基本構造に変化はない。むしろ従来の基本構造をより判りやすく説明するために追加された概念であると考えべきである。

²⁷ 「小引」7頁。

²⁸ 『綱領』序3頁以下。

²⁹ たとえば、長尾は、「……上杉は回心者らしく、この留学によって「別人」となった」（長尾龍一『日本憲法思想史』（講談社学術文庫、1996年）71頁）とする。また、宮本盛太郎は、次のように「回心」を分析する。「イエリネックは、……君主権力の絶対性の主張を激しく批判する部分については、（上杉の）反面教師であった。……上杉はイエリネックの下に留学したにもかかわらず国家法人説（天皇機関説）に否定的な人物になったのではなく、イエリネックの下に留学したから、国家法人説（天皇機関説）に否定的な人物になったのである。」（宮本盛太郎『知識人と西欧（第二版）』（蒼林社、1983年）102頁）。

³⁰ 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』（岩波書店、1967年）192頁以下。以下、本書を『憲法思想史』と略す。

³¹ 『憲法思想史』197頁。

³² 『上杉慎吉』68頁。

³³ 『帝国憲法』120頁。

³⁴ 『帝国憲法』118頁。

³⁵ 参照、『上杉慎吉』52頁以下。宮本盛太郎は、このような上杉の天皇機関説を「国家主義的天皇機関説」と評した（宮本盛太郎『知識人と西欧（第二版）』92頁）。

³⁶ 『綱領』47頁。

³⁷ 上杉慎吉『国民教育帝国憲法講義』（有斐閣書房、1911年）156頁（以下、本書を『国民教育』と略す）。

³⁸ 『憲法思想史』200頁。なお、家永は、天皇機関説か天皇主権説か、ということより、国家権力の制限を志向する憲法理論か否かを基準にすべきであるとする。なお、昭和初期における機関説と主権説の対立を止揚する国体憲法学派の台頭などを念頭においても、「天皇機関説—天皇主権説」の対立軸で考えるのは限界があろう。

³⁹ 『憲法思想史』197頁

⁴⁰ この点について、坂井大輔氏より、法論と非法論との二重構造は、穂積八束にも見られるものであり、上杉の法論と非法論との二重構造も、穂積の学説を継承したものである旨、指摘を受けた（参照、坂井大輔「穂積八束の「公法学」」『一橋法学』第12巻1号）。この指摘は正鵠を射たものであろう。ただし、留学前の上杉は、（深層心理はともかくとして）表層的には穂積憲法学の批判者であった。上杉は、留学中に日本国体の無比を自覚するとともに、自らの中の「穂積的なもの」を自覚したのではないだろうか。であるとすれば、上杉の中でまさにある種の「回心」、すなわち穂積への「回心」があったといえるのではないか。この点は、稿を別にして検討したい。

⁴¹ 上杉慎吉『比較各国憲法論』（有斐閣書房、1906年）、32頁。以下、本書を『比較憲法』と略す。この「国体」の定義は何ら特異なものではない。むしろ、美濃部達吉を例外として、当時の標準的な定義だといってよい。参照、川口暁弘「憲法学と国体論：国体論者美濃部達吉」『史学雑誌』第108巻第7号。

⁴² 『比較憲法』99頁。

⁴³ 『帝国憲法』117頁。

⁴⁴ 『帝国憲法』88頁。

⁴⁵ 『比較憲法』101頁以下。なお、イエリネックは、『一般国家学』で君主制か共和制かの国家形態を論じている箇所、次のように述べる。「君主制とは、一つの自然的意思によって指導される国家のことである。」（『一般国家学』540頁）また、共和制については、「今日でも、共和制は、君主制にあらざるもの、ただ一人の自然人による国家指導の否定として定義されることができる。」（同、576頁）そして、ドイツ第二帝政については、「加盟している諸政府の統一的全体が支配権をもっているドイツ帝国もまた、共和制の類型に入る。」（同、577頁）

⁴⁶ 『比較憲法』100頁。

⁴⁷ 『帝国憲法』89頁。

⁴⁸ 『国民教育』127頁以下。

⁴⁹ 『国民教育』129頁。

⁵⁰ 『国民教育』132頁。

⁵¹ 『国民教育』159頁以下。

⁵² 『国民教育』、162頁。

⁵³ 『国民教育』、163頁以下。

⁵⁴ ただし、この「国体の精華」の政治体制はあくまで理想型である。現実の日本は、この「国体の精華」を存分に体现・発揮したものにはなっていない。それは、天皇と国民とが直接結びついておらず、天皇と国民との間に「不純な物」が介在しているからである。従って、上杉の政治評論は、藩閥や財閥、大政党などといった不純物を取り除くことに重点が置かれる。また、この発想が、のちの相関連続論と普通選挙推進へと到達することになる。なお、この上杉の歴史哲学は、あくまで君主国体におけるものに過ぎない。共和国体においていかなる到達点が用意されているのか、共和国体の理想型は何なのか、ということについて上杉は明確には答えていない。

⁵⁵ 『新稿憲法』152頁。

⁵⁶ 『新稿憲法』152頁以下。

⁵⁷ この構図はヘーゲルの歴史哲学そのものであり、上杉の国家哲理・国家歴史がヘーゲルの歴史哲学を含意しているといえる。

⁵⁸ 『新稿憲法』518頁以下。

⁵⁹ 『新稿憲法』519頁以下。

⁶⁰ このような歴史哲学における国体の役割については、第四章で検討する。

⁶¹ 参照、注35。

⁶² 「小引」2頁以下。

⁶³ 「小引」5頁。